



Title	コロナ下における外国人DV 被害者への対応に関する研究：政府や自治体ウェブサイトの多言語情報の提供を中心
Author(s)	秦, 天
Citation	教育福祉研究, 26, 37-46
Issue Date	2022-10-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/87046
Type	bulletin (article)
File Information	040-0919-6226-26.pdf



[Instructions for use](#)

コロナ下における外国人 DV 被害者への対応に関する研究 —政府や自治体ウェブサイトの多言語情報の提供を中心に—

秦 天

1. はじめに

本研究の目的は、コロナ下における外国人の DV 被害者に対して、日本の政府や自治体のウェブサイトが提供している多言語情報と DV 関連情報を整理し、公的機関による情報発信の実態と課題を検討する。

在日外国人の場合、在留資格に基づく問題や、言語および習慣の違いに基づく問題など、外国人 DV 被害者には日本人被害者とは異なる特徴があり、問題が深刻化しやすい傾向にあることが明らかとなっている（斎藤 2013）。さらに、コロナ下において、DV 問題が顕在化し、かつ深刻化しており、DV 被害者への対応の課題も複雑になっている。被害者への対応について、外国人 DV 被害者をめぐる制度が進められていることや、職務関係者に対する研修や通訳者の配置、多言語情報の作成などが展開されていることが指摘され、インターネット経路という情報収集の手段の重要性も議論された（移住連 2011）。ただし、多くの外国人 DV 被害者にとって、既存の情報は提供されていてもうまく利用できず、支援を求めることが難しい状況が続いている（李 2004）。今までの研究では、具体的にどのような多言語情報と DV 関連情報が掲示されているか、政府や自治体のウェブサイトによるインターネット経路を中心に、その実態と課題について検討したものは少なかったといえる。

そこで、本研究の目的は、コロナ下における外国人の DV 被害者に対して、日本の政府や自治体のウェブサイトなどのインターネット経路を中心に、どのような多言語情報と DV 関連情報が提供

されているか、海外の状況と日本とを比較しながら、そこからの課題と示唆を検討することである。

2. 先行研究

(1) 外国人に対する情報発信

総務省では、2006 年には「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」を発表し、はじめて「多文化共生」というキーワードが使われ、「地域における情報の多言語化」について言及し、インターネットや携帯電話などの活用を含む「多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供」を今後必要な取り組みとしている。また、2020 年の報告書においては、「住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、多言語での情報提供を行う」ことが自治体に求められる取り組みとして、明記されている。それから、2021 年の「意見書（概要）～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」では、各種支援情報の伝達手段と外国人が情報を入手する媒体のミスマッチ等により、必要とする支援に関する情報の不達」の課題を提起し、「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化」を目指している。

さらに、外国人を対象とした調査から見ると、日本に在住の外国人の情報収集手段について公的機関のウェブサイトが期待されていることがわかる。たとえば、東京都国際交流委員会（2018）の調査では、生活情報の収集にどのようなメディアを活用しているか尋ねたところ、半数以上が「日本の公的機関のメディア」を参考にしてしていると回

答し、役所の発行する生活ガイド、区報・市報、役所のウェブサイト等を挙げる回答が中心であった。また、回答者に今後東京都や公的機関に期待する情報発信手段を尋ねたところ、「ウェブサイト」との回答も最多であった。そして、ウェブサイトなどインターネット経路という情報収集手段の意義について議論する先行研究や調査報告がある。相談窓口や電話相談と異なり、時間を問わず利用できるうえ、対人サービスを介さずに利用できることから、日本語の不得意な外国人も利用しやすい（佐々木ら 2008：25）というように、DVを受けた外国人もインターネットで法制や支援などの情報を検索することが予想される。

（2）外国人 DV 被害者に対する支援制度

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下 DV 法）改正と新外国人在留制度の導入という制度上の変化によって、外国人被害者への対応と支援が変化してきた。DV 法の 2004 年第 1 次改正ではじめて国籍を問わず被害者が保護・支援されることが DV 法に明記されたから、外国人 DV 被害女性の実態と支援のニーズがある程度知られるようになった。また、第 2 次改正 DV 法が施行された 2008 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」において、職務関係者が配慮すべき「外国人等の人権の尊重」として、国籍や在留資格の有無を問わず DV 被害者がおり、人権に配慮した職務執行が必要であることのほか、適正在留資格がない外国人に対しては、個々の事情を勘案して、人道上適切に対応する努力が求められている。その後の第 2 次改正前後にも、外国人 DV 被害者の在留資格などに関する入国管理局や警察庁などからの通達が出されるなど、国による施策が変化してきている（斎藤 2013）。そのほか、民間団体の支援現場からも、移住女性が多く居住する地域など一部では、外国人 DV 被害者支援に関する自治体独自の先駆的、積極的な取組みがみられ、民間団体との連携も進めながら、女性たちが以前よりずっと公的支援を受けられるようになってきていることが明らかになった（移住

連 2011：2-3）。

次に、DV 問題における国、都道府県と市町村の役割を整理する。長谷川（2018）によると、国は基本方針を策定し指針を示す役割を担い、一方、都道府県と市町村は基本計画を策定するなど、DV に関する具体的な施策を実施する役割を担うことになる。なお、都道府県では基本計画の策定が義務化され、市町村では努力義務となっている（DV 防止法第 2 条の 3）。

（3）コロナ下における DV 被害者の状況

新型コロナウイルスの大流行により、経済的、社会的ストレスが増し、人との接触及び移動を制限する施策が取られる中で、女性及び女兒に対する暴力は世界的に増加し、DV 被害の深刻化、相談ニーズの増加がみられる。また、女性の非正規雇用労働者の減少や自殺者数の増加など女性への深刻な影響が明らかになった（コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 2021：1-2）。DV を受けた外国人女性にとって、支援情報を得ることや、外部に支援を求めるといったような行動はより難しくなっていると考えられる。

日本における動きについて、内閣府では新型コロナウイルス感染拡大問題に起因して、生活不安・ストレスから配偶者による暴力（DV）等の増加・深刻化が懸念されたことをうけて緊急的に、DV 被害者に対して「DV 相談+」事業を開始した。そのほかには、DV を理由に避難している人にかかわる特別定額給付金の問題について、国内では注目され、世帯主でなくとも同伴者の分を含めて特別定額給付金の申請・受け取りができることや、住民票所在地以外の市町村においてワクチン接種を受けられるなどの措置が実施されるようになった。それにかかわる情報は、多くの自治体ウェブサイトに掲載されている。

このように、これまでの先行研究においては、日本の多言語サービスと外国人が自治体ウェブサイトによる多言語情報への期待、外国人 DV 被害者に関する法制度の変化や外国人 DV 被害者の脆弱性、コロナ下における DV など女性に対する暴力被害者の状況について議論してきたが、より

複合的な困難を抱えているコロナ下における外国人 DV 被害者に対して、自治体ウェブサイトにはどのような多言語情報および DV 関連情報が提供されているか、今まで議論したものはほとんどないと考えられる。

3. 研究の概要

(1) 検討の範囲

本研究では、コロナ下における外国人の DV 被害者に注目して、政府や自治体の公式ウェブサイトでは、どのような多言語情報が提供されているか、海外の状況と日本とを比較しながら、そこからの課題と示唆を検討することを目的としている。自治体については、都道府県及び政令市を抽出して、本研究の対象としている。また、本研究の検討範囲は、大きく二つの枠に分けられる。一つ目は、自治体の公式ウェブサイトの多言語化状況について、主に宮田（2020）の「人手と機械翻訳による多言語情報の提供状況」の分析を参考に、ウェブサイトにおける DV 情報の提供状況を検討する。二つ目は、提供されている DV 多言語資料がどのような内容に構成されているかを検討する。その情報提供の状況を明らかにするためには、以下のような問題を中心に調査を行う。

問題①：日本の自治体ウェブサイトの全体では、どの程度多言語化されているか

問題②：日本の自治体ウェブサイトでは、多言語化の状況によって、どの程度外国語の DV 情報までアクセスできるか

問題③：日本の自治体ウェブサイトの全体では、どの程度 DV 情報の専用ページがあるか、どのような内容が提供されているか、どの程度多言語化されているか

問題④：海外および日本の政府・自治体ウェブサイトで掲示している DV 多言語資料では、どのような内容が提供されているか

(2) 調査の手順と確認項目

この4つの問題を明らかにするために、日本の政府（主に内閣府）と各自治体（都道府県と政令市）の公式ウェブサイト、海外（イギリス、カナ

ダ、アメリカ）の政府の公式ウェブサイトにアクセスした。

調査は8月から11月末までに行った。まず、日本の内閣府と海外政府ウェブサイトアクセスし、国それぞれのウェブサイトの設置状況、内容の構成、DV 情報の提供状況を確認した。次に、日本の都道府県と政令市のウェブサイトに通じアクセスし、その構成、多言語の提供方法、DV 情報ページの内容の全体像を確認した。そして、多言語化と DV 情報に関する具体的な内容を項目ごとに記録し、一覧表を作ったのちに、統計と分析を実施した。各ウェブサイトは随時に更新される可能性が高いため、複数回の確認と内容の更新を繰り返した。

前述した問題①について、日本の都道府県と政令市の公式ウェブサイトにおいては、基本的にはトップページの一番上に「language」というリンクがあり、そこをクリックすることによって、ウェブサイト全体がそのまま該当する外国語版のページに翻訳されたり、自動翻訳サービスなどの多言語情報を提示するページに入ったり、外国語別の外国語専用ページに入ったりすることが一般的である。

その具体的な調査の手順としては、各自治体のウェブサイトのトップページの上にある「language」のリンクにアクセスし、外国語専用ページの有無、自動翻訳サービス（機械翻訳サービス）の有無を確認した。外国語専用ページがある場合、その対応外国語、リンク、主要情報、そして DV 情報までのアクセス状況を記録した。自動翻訳サービス（機械翻訳サービス）がある場合、その種類、対応外国語の種類と数、翻訳サービスを通して外国語の DV 情報までアクセスできるかどうか、日本語の DV 関連情報のページを翻訳できるかどうか、などの情報を確認した。この作業過程で、問題②についてもある程度調査した。

問題③に関しては、「DV 情報の専用ページ」とは、DV の定義・相談窓口など DV に関する総合的な情報を同時掲載しているページのことを指している。そのページにたどり着くには、日本語サ

イトの深い階層に入ること、または「DV」「配偶者暴力」「家庭内暴力」をキーワードとしてサイト内で検索する操作が必要である。具体的な操作としては、まず、ウェブサイトのトップページからサイトの各階層までクリックして該当ページを探すこと、「DV」などをキーワードとしてサイト内で検索することである。特に後者の場合は、「DV情報の専用ページ」に該当するページに容易にたどり着くことができた。

問題④においては、問題③の続きとして、多言語資料がある場合はそれらをダウンロードし、具体的な内容を確認した。日本の内閣府、都道府県と政令市レベルの公式ウェブサイトを検索する以外に、イギリス・カナダ・アメリカ政府の公式ウェブサイトについても検索した。ここで言う多言語資料は、DV情報を集める外国語版の冊子・パンフレット・ハンドブックなどの形が多く、pdfファイルのリンクとしてサイトに掲示されているのが一般的である。そのような資料がある場合、ファイルを開けて内容を閲覧し、対応外国語・タイトル・出版日・主要内容などを項目ごとに記録した。

4. 結果と考察

(1) 日本の自治体ウェブサイトの多言語化状況

まず、「問題①：日本の自治体ウェブサイトの全体では、どの程度多言語化されているか」について確認する。表1は、都道府県と政令市のウェブサイト全体の、外国語の専用ページと自動翻訳サービスの設置状況をまとめたものである。表2は、ウェブサイトにおける提供外国語の数ごとに、都道府県と政令市それぞれの外国語専用ページと自動翻訳サービスの外国語の対応状況をまとめたものである。表3は、対応されている外国語の種類ごとに、都道府県と政令市それぞれの外国語専用ページと自動翻訳サービスの対応状況をまとめている。

表1 日本の自治体ウェブサイトの多言語化状況

多言語化状況	都道府県	政令市
外国語専用ページあり	27	14
自動翻訳サービスあり	40	17
外国語専用ページのみ	7	3
自動翻訳サービスのみ	20	6
両方あり	20	11
両方なし	0	0
計	47	20

表1によると、自治体公式ウェブサイトにおいては、都道府県も政令市も、全体的には何らかの多言語情報に対応していることや、「両方あり」では都道府県20団体、政令市11団体であり、全体の半分程度を示していることがわかる。また、自動翻訳サービスについては、都道府県も政令市においても、その提供が外国語専用ページより多いことが明らかになった。

表2 対応外国語の数

自治体種別	都道府県 (47)		政令市 (20)	
	外国語専用ページ	自動翻訳サービス	外国語専用ページ	自動翻訳サービス
1	1	0	2	0
2	1	0	0	0
3	7	8	0	4
4	6	5	2	1
5	4	9	2	1
6	3	6	4	1
7	2	4	1	3
8	1	1	1	1
9	2	0	2	0
10以上	0	6	0	6

表2によると、都道府県と政令市を問わず、外国語専用ページに関しては、3～6種の外国語に対応している自治体が多く、10以上の言語に対応している自治体はない。これに対して、自動翻訳サービスの対応外国語数は、同じく3～6種に達

していることが多いが、10 以上の、多種多様な外国語での情報を提供できている自治体もある程度存在している。外国語専用ページについては人工的に作成されたものに対して、自動翻訳サービスは google 翻訳のような外部サイトを利用する場合が多く、対応言語数も増えていると考えられる。

表 3 各言語に対応している自治体の数

自治種別	都道府県 (47)		政令市 (20)	
	外国語専用ページ (27)	自動翻訳サービス (40)	外国語専用ページ (14)	自動翻訳サービス (17)
英語	27	35	14	17
中国語	25	36	12	17
韓国語	25	33	10	16
ポルトガル語	11	16	7	10
スペイン語	9	13	9	11
ベトナム語	8	19	7	10
フランス語	2	8	3	8
ロシア語	5	6	3	8
タイ語	5	8	2	9
タガログ語	3	8	6	6
インドネシア語	2	5	1	6
ネパール語	0	1	1	6
イタリア語	0	3	0	5
モンゴル語	1	1	0	4
マレー語	0	2	0	3

注：中国語については簡体字、繁体字を問わない。

表 3 は、各言語に対応している自治体の数を統計したものである。ここで統計した外国語以外には、特に自動翻訳サービスの場合、数十種類、100 種類以上の外国語を対応している自治体（さいたま市、大阪市、広島市など）もあるが、それを全部網羅して記録するのではなく、この調査では提供率が高い外国語を抽出して統計分析に入れた。ウェブサイトで外国語を対応している自治体の全体には、都道府県と政令市を問わず、外国語専用ページと自動翻訳サービスを問わず、英語・中国語・韓国語が一番多く提供されている。そのほかにも、ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語が

比較的に多く提供されている。多種多様な外国語が対応されていることがわかる。

(2) 自動翻訳サービスを通しての DV 情報までのアクセス状況

続いて、「問題②：日本の自治体ウェブサイトでは、多言語化の状況によって、どの程度外国語の DV 情報までアクセスできるか」について、自動翻訳サービスの提供を中心に調査結果を確認する。表 4 は、自動翻訳サービスの種類別に、提供されている自治体の数をまとめたものである。表 5-1 と表 5-2 は自動翻訳サービスを利用して、中国語版のページに翻訳する場合の DV 関連情報までのアクセス状況をまとめたものである。

表 4 自動翻訳サービスを提供している自治体の数

種類	都道府県(47)	政令市(20)
google 翻訳	20	4
J-server Professional	7	7
表記していない	13	7
計	40	17

注：さいたま市は J-server Professional と google 翻訳サービスを同時に設置している。

表 4 によると、自治体ウェブサイトが提供している自動翻訳サービスについて、google 翻訳サービスと J-server Professional 翻訳サービスの 2 種類が明確に表記されている場合が多い。

表 5-1 翻訳されたホームページから DV 関連情報までアクセスできた自治体の数

アクセス状況	都道府県	政令市
アクセスできた	23 57.5%	13 76.5%
アクセスできなかった	17 43.5%	4 23.5%
計	40	17

表 5-1 は、自動翻訳サービスが提供されている自治体のウェブサイトへアクセスして、自動翻訳サービスを利用して中国語版のホームページに翻訳し、そのページから DV 関連情報までアクセスできたかどうかを確認したものである。全体的に

は、都道府県と政令市を問わず、アクセスできた団体のほうが多いが、都道府県は6割弱、政令市は8割弱に達していて、政令市ウェブサイトのほうがよりアクセスしやすいことがわかる。

表5-2 クリック数

クリック数	都道府県	政令市
1	4	0
2	5	0
3	8	6
4	4	3
5	2	3
6	0	1
計	23	13

表5-2は、中国語に翻訳されたホームページからDV関連情報までアクセスできた場合の、アクセスまでのクリック数をまとめたものである。都道府県も政令市においても、ホームページから3回のクリックでDV関連情報にアクセスできた自治体が最も多い。

ただ、筆者が操作した場合は、複数のウェブサ

イトに繰り返してアクセスしたことにより、一定の経験を積み重ねたので、情報へのアクセスがよりしやすいと思われる。そのような経験や関連知識を持っていない外国人が、DV関連情報のように、ある特定の情報を入手することは、自分の母語版のホームページを利用しても、複数回の検索やクリックなどの操作が必要となり、より困難であると考えられる。

(3) DV 情報専用ページの提供内容と多言語化の状況

それから、「問題③：日本の自治体ウェブサイトの全体では、どの程度DV情報の専用ページがあるか、どのような内容が提供されているか、どの程度多言語化されているか」について調査の結果を確認する。本研究の調査を実施した時点では、すべての都道府県と政令市の自治体ウェブサイトではDV情報の専用ページが設置されている。表6は、各内容がどの程度自治体によって提供されているかをまとめたものである。

表6からみると、すべての都道府県と政令市の公式ウェブサイトでは、DV情報の専用ページにおいては「相談情報（窓口・機関・ホットラインなど）」が掲示されていることがわかる。都道府

表6 各内容を掲示している自治体の数

項目別	都道府県 (47)		政令市 (20)	
	数	割合	数	割合
相談情報（窓口・機関・ホットラインなど）	47	100.00%	20	100.00%
DVの定義・形態・特徴	26	55.30%	18	90.00%
関連リンク（内閣府など）	26	55.30%	9	45.00%
啓発資料（冊子・リーフレット・動画など）	15	31.90%	5	25.00%
配偶者暴力防止基本計画	15	31.90%	5	25.00%
法制度	14	29.80%	6	30.00%
その他の関連機関	13	27.70%	6	30.00%
関連運動	10	21.30%	3	15.00%
デートDV	6	12.80%	10	50.00%
コロナに関わるDV情報	6	12.80%	1	5.00%
統計・調査・研究	5	10.60%	2	10.00%
周りにDV被害者がいる時の行動	3	6.40%	2	10.00%
逃げるための準備	2	4.30%	3	15.00%

県では、「DV の定義・形態・特徴」「関連リンク（内閣府など）」について掲示する団体が5割程度を占めていて、政令市ではその2つの項目以外に「デートDV」について掲示する団体も半数に達している。その他の内容については、都道府県と政令市を問わず、いずれも1～3割の自治体が掲示しており、特に大きな差が見えていないが、「コロナに関わるDV情報」「逃げるための準備」を提供する団体が占める割合は、都道府県と政令市にある程度差がある。

また、ここで注目したいのは、DV被害者の方への新型コロナワクチン接種や特別定額給付金などの問題を含む「コロナに関わるDV情報」の提供について、茨城県、栃木県、埼玉県、長野県、徳島県、長崎県と岡山市のDV情報専用ページでは明確に表記されている。ほかの自治体（都道府県と政令市）のDV情報専用ページでは、コロナに関連する情報は、本調査では確認されていない。こうしたコロナ関連のDV問題にかかわる情報提供の必要性を、多くの自治体が重視しているとは言えないだろう。

そして、DV情報専用ページの多言語化について、主に外国語版のDV資料（冊子・リーフレット・パンフレットなど）に注目して、提供の有無を確認したところ、都道府県においては埼玉県と神奈川県、政令市では千葉市と京都市のサイトで

は、関連資料を確認できた。

（4）DV 多言語資料の内容と特徴

最後に、「問題④：海外および日本の政府・自治体ウェブサイトで掲示しているDV多言語資料では、どのような内容が提供されているか」について、日本の内閣府・自治体公式ウェブサイトおよびイギリス・カナダ・アメリカ政府公式ウェブサイトにて提供されているDV多言語資料の調査結果を整理する。表7は、各多言語資料の発行年、タイトル、提供外国語数などの基本状況をまとめたものである。表8は、各多言語資料の詳細な内容をまとめたものである。

表7によると、掲示されている多言語資料について、発行年に関して、日本内閣府とアメリカ政府、カナダ政府のものを除き、ここまで3年以内に発行されたものが多く、比較的に新しいものが多数を占めていることがわかる。

タイトルについては日本と海外によって違うところがある。日本の場合は、内閣府、都道府県・政令市を問わず、調査した時点まで提供されている資料は、すべて「～被害者へ」「～暴力に悩むあなたへ」をタイトルにし、DVを受ける被害者の目線に立って作成されており、資料の利用者が被害者であることを想定していることがわかる。一方、ここで調査した海外の資料については、そのような指向性がないように見える。

表7 多言語資料の基本状況

政府、自治体種別		発行年	タイトル	提供外国語数	
日本	内閣府	2008	配偶者からの暴力の被害者へ	8	
	都道府県	埼玉県	2020	～DVのない社会に～なやんでいるあなたに	10
		神奈川県	2021	夫やパートナーからの暴力に悩むあなたへ	8
	政令市	千葉市	2018	配偶者・パートナーからの暴力に悩むあなたへ	5
		京都市	2019	夫婦や恋人間の暴力に悩んでいるあなたへ	6
海外政府	イギリス	2020	家庭内暴力：助けを求めるには	15	
	カナダ	2012	虐待は悪い行為だ	10	
	アメリカ	不明	家庭内暴力の被害者である移民に米国内で与えられる法的権利に関する情報と、結婚ビザによる移民に関する諸事実	20	

そして、提供外国語数について、アメリカ政府によるものが最も多く、20種類まで達している。具体的には、ここでは詳しく表記していないが、いずれも英語や中国語を提供している。前述したように、その詳細内容の確認は、中国語版のものを中心に調査し、表8では項目別に内容の概要をまとめた。

表8の結果から、項目別から見ると、「相談情報」に関しては各資料で提供されていて、続いて多く提供されているのは「DVの定義・形態・特徴」「在留資格や移民情報」「法制度の説明」「一時保護などその他の支援情報」となっており、一般的に提供されている基本的な情報であると考えられる。

一方、ここで注目したいのは、まず「コロナとDV問題」については、イギリス政府による資料でしか提供されていない。この点について、コロナ下において家に閉じ込められたり、外に助けを求めるかどうかを迷ったりする状態にある女性が

多いと想定する（コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会2021）と、それに関連する情報が必要となっていると考えられるが、情報の提供が不十分であり、あるいは資料の更新がされていないことがうかがえる。続いて、「暴力は犯罪」については、DVの場合は、その暴力が配偶者やカップルのような親密な関係の間に発生し、いまだに「夫婦げんか」としか捉えておらず、その暴力の本質を認識していない人がいまだに存在するなかでは、はっきりと「暴力は犯罪」と言明する必要があることによる情報提供の一環と考えられる。

続いて、「離れる時の準備」については、カナダ政府による資料でしか提供されていない。DV被害者にとっては、相談情報を見てから相談をして、その時に離れるかどうかを判断したり、持っていく必要があるもののリストを確認したりすることが可能であるが、なかなか相談に行けない人の存在を考えると、「離れる時の準備」を含む、できるだけ総合的で詳しい情報をあらかじめ提供するこ

表8 多言語資料の詳細

NO.	項目別	内閣府	都道府県		政令市		イギリス	カナダ	アメリカ	計
			埼玉県	神奈川県	千葉市	京都市				
1	コロナとDV問題						○			1
2	暴力は犯罪			○	○			○		3
3	緊急時は警察を呼ぼう		○			○		○	○	4
4	法制度の説明	○		○	○	○			○	5
5	DVの定義・形態・特徴	○	○	○			○	○	○	6
6	相談情報	○	○	○	○	○	○	○	○	8
7	一時保護などその他の支援情報	○				○	○	○	○	5
8	在留資格や移民情報	○			○	○	○	○	○	6
9	加害者への処罰	○						○		2
10	利用できる福祉制度	○					○			2
11	離れる時の準備							○		1
12	DVと子ども		○					○	○	3
13	子どもが相手に連れ去れる時に何をすべきか							○		1
14	知り合いがDVを受けたといわれる時に何をすべきか						○	○		2
15	他人を傷つける可能性があるとき心配する場合						○			1
計		7	4	4	4	5	8	11	7	

注：アメリカ政府による資料においては国際結婚仲介業者を規制する法律や人身販売問題などの内容についても紹介するが、ここでは表記していない。

とが必要であると考えられる。

さらに、「知り合いが DV を受けたと言われる時に何をすべきか」の情報については、イギリスとカナダ政府による資料にしか掲載されていないことがわかる。表7のところででも述べたように、本調査で確認した日本の政府・自治体ウェブサイトに掲示されている外国語 DV 多言語資料は、主に被害者を利用者として想定することにとどまっている。被害者のまわりにいる人の行動も大切であるため、それに関連する正確な情報をより一般に提供する必要があると思う。

5. おわりに

本研究では、コロナ下における外国人の DV 被害者に注目して、政府や自治体の公式ウェブサイトなどのインターネット経路を中心に、どのような多言語情報が提供されているか、海外の状況と日本とを比較しながら、そこからの課題と示唆を検討することを目的としている。上記のような4つの問題を軸にして、日本の自治体（都道府県と政令市）の公式ウェブサイトおよびイギリス・カナダ・アメリカ政府の公式ウェブサイトを対象にして、外国語専用ページと自動翻訳サービスから見る多言語化の状況、DV 情報専用ページの状況、DV 多言語資料の内容について、具体的な数量データと項目別の内容分析に基づき、明らかにした。

その一方、本研究は、日本の自治体に関して、都道府県と政令指定都市を分析対象としていて、市町村などを含むすべての地方公共団体の公式ウェブサイト进行调查することはできず、日本の自治体公式ウェブサイトの多言語情報の全体像をとらえることはできなかった。また、本研究は政府や自治体ウェブサイト多言語化の状況や DV 情報、DV 多言語資料の内容について分析を試みたが、あくまでその傾向と特徴を把握することが中心となり、たとえば公式ウェブサイトにおいて比較的先進的な取組を実践している自治体への分析や、自治体個別に関する具体的な状況と課題についての分析は実施できなかった。そして、今回

分析に含めた海外の多言語資料はイギリス・カナダ・アメリカの政府公式ウェブサイトによるものにとどまっており、より多くの諸外国の状況については調査しておらず、国際的な比較分析は十分ではなかったといえる。

今後、日本の市町村などを含むすべての地方公共団体の公式ウェブサイトを継続的に把握し、多言語情報の全体像をとらえる上で、自治体個別に対する調査も実施する必要がある。また、諸外国の DV 対策を踏まえたうえで、アジア地域などを含むより多くの国の状況を把握し、比較分析をすることを今後の課題とする。

参考文献

- 出入国在留管理庁 (2020) 「在留外国人統計 (旧登録外国人統計) 統計表」
(https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html)
- 移住労働者と連帯する全国ネットワーク (2011) 「移住 (外国人) 女性 DV 施策に関する自治体調査と提言」
- コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会 (2021) 「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」
- 宮田玲 (2020) 「日本における自治体ウェブサイトの多言語化の現況と課題」通訳翻訳研究 20(0)、1-24
- 南野奈津子 (2016) 「ドメスティックバイオレンス被害を有する移住外国人女性の複合的課題の研究」『日本保健福祉学会誌』23(1)、15-23
- 内閣府男女共同参画局 (2021) 令和2年度「DV 相談+(プラス) 事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書
- 内閣府男女共同参画局 (2000~2018) 「男女間における暴力に関する調査」報告書
- 長谷川恵一 (2018) 「地方分権時代における都道府県の市町村支援：市町村における配偶者暴力相談支援センター設置を事例として」自治体学 31(2)、59-64、2018

- 李節子 (2004) 「在日外国人女性のドメスティック・バイオレンス被害に対する社会的資源—その現状と課題」 アジア女性基金
- 斎藤百合子 (2013a) 「第1部 女性たちの困難 第3章 外国人女性のいま」『危機をのりこえる女たち—DV防止法10年、支援の新地平へ』 信山社
- 斎藤百合子 (2013b) 「第2部 女性支援のジレンマ 第3章 外国人女性支援：脆弱性と政策のはざま」『危機をのりこえる女たち—DV防止法10年、支援の新地平へ』 信山社
- 斎藤百合子・吉田容子 (2013c) 「第3部 新たな女性支援を展望する 第2章 外国人女性への支援事業」『危機をのりこえる女たち—DV防止法10年、支援の新地平へ』 信山社
- 佐々木空美・長松康子 (2008) 「自治体ホームページにおける外国人向け医療情報の提供状況」『聖路加看護学会誌』 12(1)、25-32
- 総務省 (2006) 「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」 (https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf)
- 総務省 (2020) 「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の更なる推進に向けて～」 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000706219.pdf)
- 総務省 (2021) 「意見書(概要)～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」 (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001359615.pdf>)
- 東京都国際交流委員会 (2018) 「東京都在住外国人向け情報伝達に関するヒアリング調査報告書」
- (北海道大学大学院教育学院・修士課程修了)